

田村衆議 「扶養照会の“同意書”の間違い正せ！」

小倉北区在住の田村貴昭衆議院議員が、衆議院本会議や財務・金融委員会で貧困問題・生活保護の扶養照会などについて質問しました。

田村議員は「私の地元の北九州市では、扶養照会を求められた扶養親族への調査内容に、給与明細書や借金の返済予定まで添付することを求めている」と、改善を求めました。

そのうえで、生活保護申請時に求められる「“同意書”で“扶養義務者の扶養の状況”というのは“扶養照会の同意をとるもの”か」とたどりました。

北九州市の保護課は、生健会の議会陳情に

対して「同意書は、明らかに援助が可能な収入・資産があると見込まれる（扶養親族）なのに援助をしないものがある」ので同意書を継続すると答えていました。

本多則恵厚労省大臣官房審議官は、「同意書は、扶養照会を行うことの同意を求めているものでなく、申請者世帯の収入や資産の状況の調査の同意を求めているものだ」と答弁しました。

田村議員は、「今の答弁を全国の自治体に徹底していただきたい」と重ねて求めました。



田村衆議院議員



月額 27,350 円の給付

“特別障害者手当”は要介護 4・5 も申請可

制度の名称が「特別“障害者”手当」となっているため誤解が生じていますが、障害者手帳がない要介護 4・5 の方も申請することができます。

精神や身体に著しく重い障害があり、常時特別な介護が必要な人に 3 カ月分ずつ支給する国の制度です。しかし、あまり知られておらず、「最も受給漏れが多い制度」と言われています。

「手当」の受給者は 12 万人程度ですが、要介護 4・5 だけでも 141 万人ですから制度の周知が重要です。日本共産党の宮本徹議員や高橋千鶴子議員などが国会で繰り返し制度の周知を求めています。

利用対象者は「在宅の 20 歳以上」の人となっていますが、介護保険制度の施設（特別養護老人ホームなど）以外なら、グループホームやサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）にいる人も対象です。

厚生労働省の「障害程度認定基準」に基づいて判断されますが、寝たきり状態で、腕を上げるのも難しいなど、適用基準はかなり厳しいです。

また、所得制限があり、夫婦の場合は本人 360.4 万以下、配偶者 628 万円以下が条件です。

<相談窓口>

保健福祉課高齢者・障害者相談係

小倉北区役所：093-582-3430

小倉南区役所：093-952-4800

小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために



今月のピエロ
高坂昇さん
画

えっふん

大企業の“内部留保”に課税を

賃上げや設備投資などに回せば 課税対象除外

「しんぶん赤旗」を見て「えっ！」と驚きました。日本共産党が初めて「内部留保課税を提案」したからです。この課税により毎年 2 兆円、5 年間で 10 兆円程度の税収を見込むとしています。記事を読んで「へー」と思いました。

課税の意義は、

①大企業減税の不公平をたすためです。

2012 年から 2020 年にかけて、資本金 10 億円以上の大企業の内部留保金は、130 兆円増えて 466 兆円になり、一方、働く人の実質賃金は年収で 22 万円も減りました。

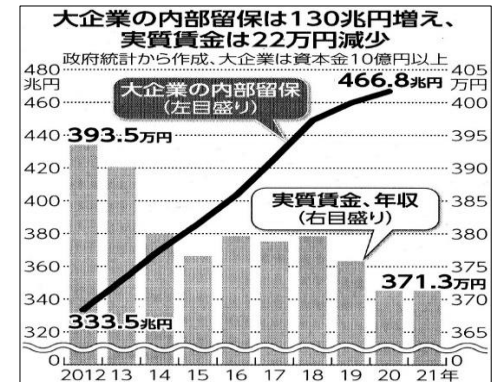
政権は大企業減税を繰り返し、法人税の実質負担率は、中小企業 19.1%に対して大企業は 10.2%で半額です。

②大企業に滞留している巨額の資金を、賃上げや環境への投資などの国内設備投資にまわるようにするためです。

③課税した税金を、中小企業・中堅企業への最低賃金引き上げに必要な支援に使うためです。

つまり、溜まったお金を従業員や中小企業の賃上げ、環境をはじめとする国内設備投資に回せば、内部留保金を減らせる。減らせば減らすほど課税額が少なくなり節税できる仕組みです。設備投資などは、経済が活性化し雇用を増大します。

内部留保課税については、課税された利益に対しての二重



課税との批判があります。

しかし、消費税も、国民が所得税を納めた残りのお金なのに買い物をするたびに課税される二重課税です。

さらに、ガソリン税や酒税、タバコ税などの税金にも税金をかける我が国最大の「二重課税」です。

“内部留保課税は二重課税”との批判には、それなら消費税こそ廃止すべきです。「なるほど」。

市が、生活保護世帯への下水道使用料・し尿処理手数料“減免廃止”を検討



北九州市は「令和 4 年度行財政改革推進計画」を発表し、「負担の適正化の観点から、生活保護世帯等に対する下水道使用料及び、し尿処理（くみ取り）手数料の減免のあり方の検討を行う」としました。

減免の状況は、下水道使用料は 11,116 件、年間の減免額は 9,327 万円、し尿処理手数料は 73 件、65 万円の減免となっています。

市は、国が「下水道使用料やし尿処理手数料は、生活保護費でまかなうべきもの」との見解を示している。また、他都市でも見直しが進んでいるとしています。

しかし、生活保護費は 60 歳の単身世帯でわずか 73000 円/月です。灯油代などの物価が値上がりし、保護費も引き下げられています。

経済的に最も弱い立場の生活保護利用者に対する支援の切捨ては、今後、就学援助の基準の見直しなど、他の施策にも広がる懸念されます。

生健会は計画の撤回を求めて頑張ります。

ロシアのウクライナ侵略に抗議する

ロシアは、国連憲章を守り、直ちに撤退せよ！

小倉生活と健康を守る会

生健会の市議会陳情の“一步前進”

北九州市の生活保護「扶養照会調査」が改善されました

令和 年 月 日

福祉事務所長 宛

住所
氏名
電話番号

扶養届書

先に照会のあった に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 精神的な支援について

※ 精神的な支援・・・対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子どもの預かりなどの金銭的な援助以外の対象者へのかかわりのことをいいます。

精神的な支援の可否	します	・	できません
支援の開始時期	年	月から	すでに行っている
具体的な支援の内容及び頻度	※緊急連絡先(電話番号) - -)		

2 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	します	・	できません
援助の開始時期	年	月から	すでに行っている
援助の方法及び程度	(1) 金銭により毎月 回 日に 円送付します。 (2) 物品により毎月 回 日に を 程度送付します。 (3) 氏名: を引き取ります。 (4) その他		

3 私の世帯について

家族構成・収入等の状況

氏名 (続柄) (生年月日) (職業) (勤務先) (平均月収額) 円

上記のうち についての
 (1) 税法上の扶養控除を受けている者の氏名
 (2) 会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額 (円)

資産の状況
 有 (1) 家屋 m²(坪) (2) 宅地 m²(坪)
 無 (3) 田畑 m²(坪) (4) 山林等 m²(坪)

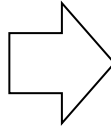
負債の状況
 有 負債の内容 返済月(年)額 返済の終了予定年 月
 無 住宅ローン
 無 その他 ()

健康保険等の加入状況
 (1) 国民健康保険 (2) 健康保険 (3) 共済 (4) その他 ()
 上記(1)以外に加入している場合 について被扶養者として
 ①認定されています。 ②認定されていません。 ③認定手続きをとるつもりです。

(記載上の注意)

- 該当するものを○で囲み、必要事項を記載してください。
- 平均月収額は、総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記載してください。
- 収入、負債の状況については、源泉徴収票(給与明細書)、ローン返済予定表写しなど、その状況が明らかになる書類を添付)してください。

※ ○印や (印は、小倉生活と健康を守る会が加筆した。



左右側
改改
版版
前前
後後

令和 年 月 日

〇〇福祉事務所長 宛

住所
氏名
電話番号

扶養届書

先に照会のあった 〇〇 〇〇 に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 精神的な支援について

※ 精神的な支援・・・対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子どもの預かりなどの金銭的な援助以外の対象者へのかかわりのことをいいます。

精神的な支援の可否	します	・	できません
支援の開始時期	年	月から	すでに行っている
具体的な支援の内容及び頻度	※緊急連絡先(電話番号) - -)		

2 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	します	・	できません
援助の開始時期	年	月から	すでに行っている
援助の方法及び程度	(1) 金銭により毎月 回 日に 円を送付します。 (2) 物品により毎月 回 日に を 程度送付します。 (3) 対象者(要保護者)を、年 月頃に引き取って一緒に暮らす予定です。 (4) その他		

3 私の世帯について (任意記入)

家族構成・収入等の状況

私の収入等の状況	職業 ()	勤務先 ()	平均月収額 (円)	家族構成
				配偶者: 有・無
				18歳未満の子: ()人

対象者(要保護者)について、私及び配偶者が
 (1) 税法上の扶養控除の対象と している ・ していない
 (2) 会社等から扶養手当を 受けている ・ 受けていない

健康保険等の加入状況	(1) 国民健康保険 (2) 健康保険 (3) 共済 (4) その他 ()			
	上記(1)以外に加入している場合、対象者(要保護者)について被扶養者として認定されています ・ 認定されていません ・ 認定手続き予定です			
資産の状況	家屋: 有・無	土地: 有・無		
負債の状況	住宅ローン: 有・無	その他 ():	有・無	

(記載上の注意)

- 該当するものに○で囲み、必要事項を記載してください。
- できれば、収入の状況がわかる書類(給与明細書等)を添付してください。

担当: 〇〇

生健会が議会陳情し、保護課が見直しを約束。

これまでの「扶養届書」には、多くの問題がありました。

特に、○で囲んだ箇所は、生活保護申請者の「扶養義務者」だけでなく、その家族も含め、勤務先や月収、資産や負債の状況、さらに、その返済計画や、それらを証明するための源泉徴収票などの添付も求めていました。

“見直し後”では、それらを「任意記入」とするなど“一定の改善”が行われました。

書かなくても何の不利益もない

生健会北九州ブロック協議会に説明に来た保護課との懇談では、

生健会が「“3 私の世帯について(任意記入)”となっているが、“扶養届書”そのものが任意ではないのか」と指摘したことに対し、保護課は「そうです。書かなければ書かなくてもいいし、罰則もない。保護申請者への不利益は何1つない」と答えました。